

## 理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、事業者が一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を他人に委託する場合の基準、廃棄物の広域的処理の認定に関し必要な事項を定める等の必要があるからである。